○○○避難所運営委員会規約（例）

（趣旨）

第１条　大規模な災害の発生に備え、自助･共助･公助の役割分担と連携によ

り、避難所の存する地域内の住民が、主体的に当該避難所の開設及び運営

を円滑に行うため、　　　　　　　　　避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は、次に掲げる者の中から構成する。

（１）避難を予定する地域住民（以下「地域住民」という。）

（２）施設管理者若しくは施設管理者が指定する者（以下「施設管理者」と

いう。）

（３）市の避難所非常参集職員及び市災害対策本部から派遣される避難所

担当職員（以下「市担当職員」という。）

（４）運営委員会で承認した地域活動団体及びボランティア団体等

（５）災害時において、避難者の中から選出された避難者の代表及び避難所

運営に従事する者（以下「避難者代表」という。）

（地域住民の責務）

第３条　地域住民は、町会・自治会及び自主防災組織等を中心に、平常時から避難所生活における役割分担や避難所施設の利用方法等を定め、災害時においては、運営委員会により緊急に避難所を開設する必要がある場合に、避難所を開設し、主体的に公平な避難所運営を行うとともに、避難所のルールを守り、共助の精神に基づき、安全で安心な避難生活を行う。

（施設管理者の責務）

第４条　施設管理者は、緊急に避難所を開設する必要がある場合に、避難所を開設し、避難所運営が軌道に乗るまでの間、避難所運営を行うとともに、運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行う。

（市担当職員の責務）

第５条　市担当職員は、避難所を開設し、運営委員会及び施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進する。

（運営委員会の活動）

第６条　運営委員会の活動は、主に次の事項とする。

（１）平常時の活動

①　避難所運営委員会の組織・運営委員会の運営に関すること。

②　避難所に備蓄されている物品の把握に関することすること。

③　避難所開設・運営等の訓練の実施に関すること。

④　その他、運営委員会の目的達成に必要な活動に関すること。

（２）災害時

①　避難所開設・運営マニュアルに基づく避難所の開設と運営に関する

　こと。

②　地域における安否情報・被害状況等の集約に関すること。

③　その他、避難所運営及び避難に関し必要な事項に関すること。

（役員）

第７条　運営委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

（１）委員長 １人

（２）副委員長 ２人

（３）幹事　人

２　前項に掲げる役員は、第２条第１項第１号又は第４号から第５号に定め

る者の中から選出する。

（役員の職務）

第８条　委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は

　欠けたときは、その職務を代理する。なお、委員長は、あらかじめ職務を

代理する副委員長を指名しておくものとする。

３　幹事は、第１１条で定める活動班の班長として、班を統括する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の役員が任期の期間中において、辞任した場合、又は避難所から退所した場合等には、後任の役員を選出するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期間とする。

（会議の開催）

第１０条　運営委員会の会議は、委員長が招集するものとし、会議の議長は委員長とする。

２　平常時は、会議を年１回以上開催するものとする。

３　災害時は、定例会議として、毎日、原則２回開催するものとし、班の意見、要望等について協議を行い、必要と認める事項を決定する。

（活動班の設置）

第１１条　運営委員会に、災害時の活動班として次に掲げる班を設置する。（以下「活動班」という。）ただし、避難者の状況等により、必要に応じ、分割、増減できるものとする。

（１）　総務班

（２）　情報班

（３）　施設管理班

（４）　食料・物資班

（５）　保健・衛生班

（６）　要配慮者班

（７）　支援渉外班

（８）　その他

２　活動班に班長を置き、第７条第１項第３号に定める幹事が担任する。なお、災害時において、班長を交代する場合は、班員の中から選出し班長を決定するものとする。

３　必要に応じ、班長を補佐する者として、活動班に副班長を置くことができる。副班長は、班長が指名するものとする。

（活動班の業務）

第１２条　前条第１項に規定する活動班の業務は次のとおりとする。

（１）総務班

①　総合受付に関すること。

②　避難所利用者の把握に関すること。

③　安否確認への対応に関すること。

④　電話対応に関すること。

⑤　来客対応に関すること。

⑥　取材対応に関すること。

⑦　避難所運営委員会の事務局に関すること。

⑧　避難所運営日誌の作成に関すること。

⑨　市災害対策本部への連絡に関すること。

⑩　災害発生時の対応に関すること。

⑪　避難所でのルールの見直しに関すること。

⑫　各種イベントの企画・実施に関すること。

⑬　他の班の業務に属さない事項に関すること。

（２）情報班

①　情報収集・提供に必要な機器に関すること。

②　連絡員による情報収集に関すること。

③　避難所以外の被災者の情報把握に関すること。

④　情報伝達に必要な人への対応検討に関すること。

⑤　情報の伝達・提供に関すること。

⑥　各種支援窓口の設置・調整に関すること。

（３）施設管理班

①　施設及び設備の点検、対応に関すること。

②　運営で使う部屋などの指定、表示に関すること。

③　生活場所の整理、プライバシー確保に関すること。

④　照明（消灯）に関すること。

⑤　飲酒・喫煙に関すること。

⑥　見回り・夜間の当直に関すること。

⑦　防火・防犯対策に関すること。

⑧　女性や子供への暴力防止対策に関すること。

（４）食糧・物資班

①　食料・物資の必要数の把握（事前確認）に関すること。

②　食料・物資の調達、配給に必要な場所などの確保に関すること。

③　食料・物資の調達に関すること。

④　食料・物資の受け取りに関すること。

⑤　食料・物資の保管に関すること。

⑥　食料・物資の配給に関すること。

⑦　炊き出しに関すること。

⑧　給水に関すること。

⑨　避難生活の長期化に伴う必要物資の確保に関すること。

（５）保健・衛生班

①　トイレに関すること。

②　ごみに関すること。

③　生活用水に関すること。

④　衛生管理に関すること

　ア　手洗い

　イ　食器・洗面器具

　ウ　清掃

　エ　洗濯

　オ　風呂

　カ　感染症対策（換気・消毒等）

⑤　避難所救護所に関すること。

⑥　健康管理に関すること。

⑦　心のケア対策に関すること。

⑧　ペット（ペットの受け入れ）に関すること。

（６）要配慮者班

　①　配慮が必要な人の情報把握に関すること。

　②　相談コーナーの設置に関すること。

　③　定期巡回に関すること。

　④　避難所運営のために必要な情報の共有に関すること。

　⑤　配慮が必要な人などへの情報提供に関すること。

　⑥　要配慮者が使用する場所などの運用に関すること。

　⑦　食料・物資の配給時の個別対応に関すること。

　⑧　福祉避難所や医療機関との連携に関すること。

　⑨　専門家の把握、派遣に関すること。

（７）支援渉外班

　①　受け入れの検討に関すること。

　②　ボランティアの受け入れに関すること。

　③　ボランティアの受け入れの終了に関すること。

　④　その他

（災害時活動の停止）

第１３条　活動班は、電気、水道及び下水道等のライフラインの復旧等により、避難所内から避難者が全員退所した場合や、避難者を移動させるなど市災害対策本部から閉鎖等の指示等があった場合に、避難所を閉鎖し、活動を停止する。

（補則）

第１４条　この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度、運営委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

この規約は、　　年　　月　　日から施行する。